

政治倫理条例に関する特別委員会会議録

1. 日 時 平成28年12月9日（金曜日）
午前9時30分～午前10時26分
2. 場 所 委員会室
3. 出席委員 高 木 法 生 委 員 長 下 井 克 己 副委員長
竹 岡 昌 治 委 員 徳 並 伍 朗 委 員
秋 山 哲 朗 委 員 安 富 法 明 委 員
岩 本 明 央 委 員 山 中 佳 子 委 員
三 好 睦 子 委 員 岡 山 隆 委 員
秋 枝 秀 稔 委 員 猶 野 智 和 委 員
戎 屋 昭 彦 委 員 杉 山 武 志 委 員
末 永 義 美 委 員 荒 山 光 広 議 長
4. 欠席委員 な し
5. 出席した事務局職員
綿 谷 敦 朗 議 会 事 務 局 長 野 尻 登 志 枝 議 会 事 務 局 係 長
大 塚 享 議 会 事 務 局 係 長
6. 説明のため出席した者の職氏名
なし
7. 会議の次第は次のとおりである。

午前9時30分開会

○委員長（高木法生君） 皆さん、おはようございます。

それではただいまから、政治倫理条例に関する特別委員会を開会したいと思います。

前回10月4日に行われました第1回目でございます。その中で意見といたしまして、政治の倫理、また、人としての倫理感など、基本的なことから立ち返って議論していこうという意見が出ました。

きょうもそうしたことから、しっかりと皆さま方の御意見を聞かせていただいて、進めてまいりたいと思っております。最終的には1行ずつですね、詰めていくことになろうかと思えますけれども、最初に意見がありましたことから、そういったことから煮詰めていきたいと思っております。

何か委員の皆さま方から、それとは別に新しい御意見等が出るようでしたら、御意見を拝聴したいと思います。何かございましたら、御発言をお願いしたいと思います。何かございませんか。

やはり市民目線で、やはり市民から見て議会がどうあるべきかということもですね、しっかり議論尽くすべきとは思いますが、何か、どういったことでもよろしゅうございますけれども、御意見等ございましたら御発言をお願いしたいと思います。はい、竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） この委員会って黙り込んでる委員会じゃないと思えますんで、誰も発言されないということは、何の意見もないということでしょうかね。したがって、口火を切りたいと思えます。

まずは、10月の4日でしたか、委員会開いたときに、もともとこの倫理条例というのは、美祢市の議会の基本条例の中の18条に基づいてつくられておるものというふうな認識の中で、まず、議会の基本条例、この改選後もいろいろありましたがですね、本当に議会の権限、あるいは義務っていいですか、権能っていいですか、職責っていいですかね、議会そのものと議員とは、まず違うと、議会と議員が——議員は議会の構成メンバーであって、議員そのものが、やっぱしある意味の、どう言ったらいいですか、使命もあり責務もあるわけですね。で、議会にもあるわけですね。で、そのへんの基本的なことを、まず、私はですね、前回も勉強したらどうだろうかと申し上げました。

それは、どういうことかといいますと、議会の中の権限っていいですか、相当の数

があるんですね。皆、ベテラン議員は御存じだろうと思うんですね。

しかしながら、今回初めて出てこられた方も勉強なさったろうと思うんですが、例えば、議決権だけとってみても、どれだけの議決の権限持ってるのか議会は、あるいは議会は選挙権も持ってます。また、検査権、あるいは監査の請求権、あるいは意見書の提出権、それから調査権、で、自律権、私が申し上げたいのは、中でもこうした自律権を実は持ってるわけですね。そうすると、その中の議会も諸規定がたくさんあります。憲法から始まって、そりゃ当然、地方自治法から始まって、会議規則だとか、あらゆる規則がございます。最終的には、申し合わせ事項というものもあります。

そうした議会そのものが、自律権を持って臨んでいかなくちゃいけないんですね。その中には、規律をどう維持していくか、そして、懲罰はどういうときに起きるのか、そして、起きたらどうするのか、それらも懲罰も科せられたら、それに従っていかなくちゃいけない、かつては従わなかった議員さんもいらっしゃると思いますが、それは、それぞれの主張がありますから、私は是非は問いません。

しかしながら、今度はそうしたものからきちんとしていかないとですね、私はいくら倫理条例をつくっても、意味がないという意味から前回は申し上げました。

そのほか、議会の権限においては、同意権だとか、承認権だとか、請願、陳情の書類をどうするんかとか、あるいは、報告書類の受理をどうやるんかとか、権限みな持ってます。諮問に対する答申書も見せろという権限も持ってますし、市長に対する不信任決議権も持ってます。その代わりに、議会そのものの自主解散権もあるわけですね。

そうしたたくさんのもので議会にはあるわけでありまして、私はまず、基本条例の基本となる議員の資質、あるいは、人格をどう磨いていくのか、そういうことからやって、まず守る、決めたものは自分たちが守る、自分たちが決めるわけですから、これ、人が決めたわけじゃないんですね。自分たちが決めたものをどうやって守るかということから、私は入っていくべきだということで申し上げました。

以上が、10月4日に申し上げた趣旨でございまして、委員長のほうで、ほかに意見がないのであれば、あるなら言っていただきたいと思います。ほかにないんならば、私はそうした基本的なことから、やはりお互いに研さんを重ねていって、そのうえで、お互いが守れる倫理条例をもう1回見直すというのが、この委員会の趣旨だろうと、こういうふうに思います。

○委員長（高木法生君） はい、ありがとうございます。もう少し基本に戻ってです

ね、勉強しなくてはならないということだろうと思いますけれども、新人の議員も3名ですか、いらっしゃいますし、やはり原点に返った議会の権限、あるいは義務について、もう少し突っ込んだものを勉強なさったほうがいいんじゃないかと、私も思っておりますし、今後また、そういった研修会とか、そういったことで講義を受けることで、また、皆さんの勉強になろうかと思っておりますけれども、そういったお考え、私の一つの案ですけれども、そういったことに皆さんも賛同というか……してはどうだろうかという意見はございましょうか。はい、安富委員。

○委員（安富法明君） 今竹岡委員の意見ですが、議会の権能といいますか、そのことについて、もう一度勉強なり確認をしたうえで、どこの部分に議員が、この倫理条例のような責任を問われるような事態が出てくるのかという、そういうことに関わるわけですから、そのへんのことから始めたらどうかという意見ですが、私賛成なんです、その前に、前になるのか後になるのかよく分からないんですが、まず、こういうふうな条例とですね、上位法との関係ですよね、前回あたりもいろいろとあれがあったと思うんですが、そういうふうなものを、どういうふうに捉えていくのかということ、これもまたあれなんです、これ議員の倫理条例なんです、今美祢市の政治倫理に関する条例っていうふうなものにする必要はないのかとか、そのへんの大きな枠っていいですかね、そういうふうなものをですね、どこかで合意をしとかないといけないんじゃないかなっていうふうなこと、ずっと思ってるんですが、どうなんでしょうかね。

○委員長（高木法生君） 今の御意見にどなたか——もうちょっと具体的に話していただけますか。

○委員（安富法明君） そうですね、今繰り返しになりますが、市議会議員、議員の政治倫理条例についてということ、今から議論しようとしてるわけなんです、その前に、議員の倫理条例というものが、ただ議員だけでいいのか、やはり美祢市の政治倫理、美祢市政治倫理条例ですか、要するに政治に携わる方の倫理条例とするようなものにしなくてもいいのかっていうこと。

もう一つが、上位法との関係が、ずっと、ある意味議論の評点になってきているところもある、上位法に触れないとか、上位法よりは厳しいものになってるんじゃないとか、いや、それでいいんだとか、裁判で事例等も出て議論したと思うんですよ、今までの経緯の中で。

だから、そういうことについて、きちんとどこかの時点で、議論をしておく必要が——必要なんじゃないかなというふうな考え方ですが、分りにくいですかね。

○委員長（高木法生君） この政治倫理条例を議員だけじゃなくて、美祢市としての倫理条例にすることについては、どう考えるかというようなことだったと思いますけれども、皆さまのほうで何か御発言がありましたら、お願いしたいと思います。はい、末永委員。

○委員（末永義美君） 今の発言の中の、議会議員だけではない倫理っていいですか、いわゆる、政治を行うためのものであるというものが、いわゆる特別職である市長をはじめとした、選挙民に選ばれた者が政治を——要するに、議会を運営していくうえでというような方向性があるのならば、これは大変よいことだと思いますし、先ほどの竹岡委員の発言の中にあつた、守れる、自分たちが守れる条例という趣旨がありましたけれども、その延長上ですね、守れるための部分と守らなければいけないという義務というか、使命といいますか、この条例に対しても、何かが起きてから学ぶよりも、起こさないように守る、ころ合いを決めていくという意味も含めまして、今の安富委員の発言の方向が、私の発言した議会議員だけでなく、特別職の選挙で選ばれた者に対してという内容も含まれているならば、これはとても重要であり、今の美祢市にとって、これからの美祢の市議会にとっても大切なことだと思いますので、私は大変によいことだと、今思いました。

○委員長（高木法生君） はい、竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） 確かに、今お二方の意見は分かるんですね。いわゆる、はっきり言って、市長という名前が出たんですが、多分そういうことだろうと思うんですが、私はこの政治倫理条例は、あくまでも美祢議会の基本条例に基づいてつくられたものであって、仮に、例えば市長だとか、特別職をこの中に組み込むというのは、いわゆる基本条例からすると、私はおかしいと思いますし、また、議会がですね、決めるものでもないと思います。

ただ、基本条例の中に、議員と市長との関係ということで、ここに1条しかないんです、7条に、ほかは入ってません。したがって、ここで何らかのことを設けてやるならば別ですが、現条文等からすれば、ちょっと市長のことを、この議員の倫理条例の中に入れるというのは、あまりにも僭越すぎりゃせんかなという気がします。

確かに、今朝のテレビも皆さんごらんになったと思うんですね。政治不信っていい

ますか、政治家不信っていうのは、非常に大きく今マスコミが取り上げておりますが、隣の国も今盛んにそういう報道されております。我々美祢市におきましても、決して他人事じゃないというふうに思います。というのはですね、私たちも含めて、選挙のときだけ美辞麗句を並べて、当選すると何にもしない、僕たちも選挙演説するとき、うっかり言うんです。命をかけてって、本当に命はかけてはないと思います。ですから、そうした全面的にちょっと、議会を変えますよとかね、いろんなこと言ってるが、結果としては気をつけてない、なかなかつけられない、で、公約をしてもなかなか守れない、で、そうしますと、市民の皆さんの意見を、耳を傾けて市長がやりますと、こう言ってるわけですね、ですが、当選すると何もしない、傾けても今度はそれを実行しない、聞くことは聞いてもそのまんま、したがって、聞くことは聞いても、何も連絡もしてくれんし、市もしてくれんという、いわゆる市民の皆さんから不満がどんどん溜まってるんですね。

特に、市民目線で政策を実行しますよと言っても、なかなかそうはいかない。今議会でもありましたように、個人的な感情問題だとか、個人的なことで動いてる、これに対しては、やっぱし片方はやった、片方はやっぱしそうは思わない、そうした市民感情をやはり我々は今後議会として、市民の皆さんの期待に応えていける議会にしくちゃいけない。そのためには政策型提案、いわゆる政策提案型、あるいは、課題解決型の議会に進化していかなくちゃいけない、日々、と思います。

そのためには、本委員会では基本条例、いわゆる美祢市議会の基本条例に基づくということになっておりますので、その条例の目的、趣旨、性質等を十分議員間で相互理解を含めていって、共通認識を持つことが、私は大切であろうと、こういうふうに思います。

そこで、先ほどもくどいように申し上げましたが、市議会基本条例の第18条に、政治倫理条例に関する条例をどうすると、こう書いてあるんです。ですから、今の美祢市政治倫理条例をするならば、そのように、また、本会議場で趣旨を変えないと。たしか、この委員会は前議長、本会議場で決めるわけですね。特別委員会ですから。ですから、私はそういう手続きを踏んでやらないとまずいんじゃないかなというふうに思います。

以上です。

○委員長（高木法生君） ありがとうございます。今までの流れは、一応この倫理条例

を美祢市として考えるか、あるいは、議会だけとして考えるのかというような御意見があったと思います。皆さま方、ほかに委員さんで御発言があれば、よろしくお願ひしたいと思います。はい、戎屋委員。

○委員（戎屋昭彦君） 今回この特別委員会の設置というもともとの理由が、もともとあった基本条例で、いろんなどこで今回の議会のほうで、本会議でも審査しましたように、いろんな疑義が生じたこと、そのことがあったから、もともとそういったことがないようにするために、起きないようにするためにということであります。それともう一つは、あくまでも美祢市の基本条例として、もともとあるわけですから、美祢市の基本条例に基づいて、どういったところが疑義が生じたか、そこをどうすればいいか、そのあたりの中身をもっと審査すると同時に、それと、私前からも言わせていただいておりますように、やはり新しく議員になられる方、若い方、その方がやはり出てこれるような、やはりなったときには、その基本条例に基づいて活動できるような基本条例にしていくのがいいんじゃないかというふうに思っています。

○委員長（高木法生君） ありがとうございます。

○委員（戎屋昭彦君） あっ、失礼しました。ちょっと、訂正します。政治倫理条例です。訂正します。

○委員長（高木法生君） はい、安富委員。

○委員（安富法明君） 今二人の方から意見がございました。そもそもなんですが、基本条例を制定するときに、いろいろ議論しました。その中で、私申し上げたのは、倫理条例のないようなものをつくっても、あまり効果がないでしょうっていうか、意味のないものになるでしょうというふうなこと、言ったと思うんですが。確かに言われる——竹岡委員言われるように、今回の議論の出発点が、議員の倫理条例の見直しといたしますか、いうことで始まっておりますので、議会の基本条例に沿ったものであるということは分かっております。

ただ、そういうことも議論の中で、必要じゃないかなっていうふうに思いましたから申し上げたままで、皆さんがそういうふうなことであれば、私は異論はございませんから、そのように進めていただけたらというふうに思います。

○委員長（高木法生君） はい、ありがとうございます。ほかに御意見ございませんか。はい、岡山委員。

○委員（岡山 隆君） 最初に皆さんから、呼び水ということで、竹岡委員さんが、ま

ず、最初にされましたけれども、最初からぼんと基本的なことから入られましたけれども、軽い視点から入ろうと思ったんですけど、出ないということで竹岡さんが最初に口火を切られました。

それで、今回の美祢市議会議員の政治倫理に関する条例ということで、皆さんからも少しずつ内容について、意見が少し出ております。

政治倫理っていうか、要するに、この倫理というのは政治、また、政治家として、人として守り行うべき道、善悪、この聖者の判断を経てですね、普遍的な基準というものをきちんと決めていく、こういった条例であると私は思っております。

それで、議員が守るべき政治倫理に関する条例、そして、また、議員として美祢市議会で、今まで市議会議員の申し合わせ事項、これもやっぱし守って、議員として守っていかなくてはならない、この議会運営するにあたっての、こういった申し合わせ事項もありますし、そして、美祢市議会議会会則、そして、議会基本条例、こういったところのものが、ちゃんと条例として定めてられているわけですね。

それで、それをきちんと今までの先人たちが、議員としてのあるべき姿として、あるべきは倫理性、道徳にきちんと合ってるということで、いろいろ試行錯誤しながら、そして苦しんで、いろんな問題点を解消しながら、こういった条例というのは、私はきちんと先人たちが作り上げてきたものと思っております。

そういったところをしっかりと、今現在出来上がったものより市民目線、また、議会活動を運営するにあたって、よりよいものをさらに私は磨き上げていくことが非常に重要であると思っております。そういった面において、この政治倫理条例に関しては、たくさんの美祢市だけじゃなくて、他の市においても、この政治倫理条例に関する違反的なことも、たくさん判例としてたくさん出ております。

そういったところをどんどん出しながら、今後は私は、より今ある政治倫理条例をより一段と、またグレードアップしていく、こういったいろんな例を出しながら、そしていいものに、さらに今ある条例よりも一段いいものを、私はしていくことが重要であると思っております。

以上です。

○委員長（高木法生君） はい、ありがとうございます。はい、杉山委員。

○委員（杉山武志君） 本日、先ほど来お話がありました竹岡委員さんのほうからは、性善に関する理念、考え方、基本的な立ち位置、スタンスをお話されたと思います。

私は、それに同感であります。

また、安富委員のほうから、条例と上位法のお話も出ました。それは、重々考えて制定していかないといけないというふうにも思いました。

また、条例を、美祢市倫理条例というお話もありましたけど、竹岡委員同様、政治倫理条例と美祢市倫理条例と二本立てですていくべきだろうなというふうにも思いました。で、委員長から、研修のお話もありました。

先般、何回かありました倫理審査会ですか、そちらのほうもですね、教育長に関して法律等が変わりまして、そのへんの意識付けが乖離しているという委員会の中で、竹岡委員からの発言もありました。どうして、そういうのが生まれたのかなと、年に何度かですね、こういう研修とか、そういったものを行っておれば、統一した考えでものが運べたのかなという思いもしましたので、基本的な考え方としましては、この基本条例にあります18条、これに沿って議員の政治倫理条例を策定するものとし、各項目について、近隣の市町村と定めておるものを参考文献としながら、また、上位法との絡みを見ながら、推し進めていけばよろしいんじゃないかなと思います。

以上です。

○委員長（高木法生君） はい、ありがとうございます。ほかにございませぬか。議会は自由……。はい、岡山委員。

○委員（岡山 隆君） 美祢市議会議員の政治倫理に関する条例と、そして、地方自治法、この上位法の関連に関しましては、いろいろ府中市においても、各高等、また最高裁の判決において、非常にこれ、法令の専門的な部分に結構入ってくるころがあります。そこのところをあんまりやりすぎるとですね、私ら、そういったところ専門的なことはよく分かりませぬので、非常に難しいところが実際あると思うんですよね。

そういったところで、いろいろ上位部分のほうの、裁判所でも結構そういう判断がちょっと違っているとこも感じ取れます。

それで今後、そういった部分については、本当に上位法と市議会議員政治倫理条例に関する条例、こういったところについて、そのへんがより一層明確になっていく、本当に専門的な条例に関する講師おられると聞いておりますので、しっかりとそういったところと呼ばれて、議員、または市職員等も併せて、しっかりと研修、講習を行っていただければ、そのへんについては少しずつ分かってくるんじゃないかと思っておりますので、そういった配慮、今後委員長よろしく申し上げます。

○委員長（高木法生君） はい、ありがとうございます。議会というものは、自由闊達な議論をする場でございますので、それぞれの委員で、まだ、発言されていない方で、御意見等ございましたらお願いをしたいと思っております。はい、猶野委員。

○委員（猶野智和君） この政治倫理条例に関して、去年の秋ぐらいから結構いろいろな動きがあって、どたばたとこの春の選挙を受けて、そして、この現在の体制になった後に、去年変わったものの前のものに、今現在戻っているという状態になっています。

この間起こったことで一番問題であったのは、この政治倫理条例が政治の争いの道具に使われたという点です。今回、新しく政治倫理条例を考えていくうちに、このことの反省を十分考えなければいけないと考えております。要は、2度とそういうことに使われないように、その防止策というものを十分考えていくべきと考えております。要は、多数派の議員たちの集団が、少数派の議員に対する不利益になる条例をつくってしまうということです。

今回、新しい体制になって、その1年前とはパワーバランスは変わったのかもしれませんが、報復的なこともやろうと思えばできるんでしょうが、今の多数派の人たちはそれはしようとはしていません。

ですから、そういうことが、基本的に今回新体制になったあとに、1年以上前のものに戻したというのは、それまでの基本条例は、基本、全会一致で決まったものでございました。

その去年の秋に決まったものは、僅差で強行採決が行われて決まってしまったものです。ですから、今回よく考えて、何か政治倫理条例を改正するときは、ある程度ハードルを高くして、よほどのことがない限りこれが変えられないようなこととか、そういうブレーキ等も考えなければいけないと思っておりますので、そのあたりの配慮も、ぜひ、御検討していただければなと思っております。

○委員長（高木法生君） はい、ほかにございませぬか。はい、三好委員。

○委員（三好睦子君） 2点申し上げます。先ほど安富委員のほうから、市全体にとかいうことでしたが、これは議員のみのことであって、議員が対象だと思います。

それから、守れる条例にしたいということも意見がありましたが、守れる条例をつくらうというのは間違いだと思います。もしも、これを出されて守れないからやめよう、ちょっと緩くしようっていうことになれば、本当の議員の政治倫理の道にそれて

しまうと思うので、守れる条例をつくろうっていうのは間違いだと思います。この2点について、意見を述べました。

○委員長（高木法生君） はい、ほかにございませんか。はい、どうぞ、三好委員。

○委員（三好睦子君） ことの発端っていうか、そもそもですね、政治倫理基準っていうのが、この3条にあるんですけど、この1、2、3、4、5、6が守れないから、こんな問題があって、これを基準にやれば、守れるための条例にしようっていう意見が出てこないと思いますので付け加えます。

○委員長（高木法生君） はい、竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） 私の言葉尻だろうと思うんですね。私が申し上げたのは、自分たちでつくるんだから自分たちが守る、これが大事なんですね。憲法とか自治法は、もう定められてあります。ですから、これは当然守らなくちゃいけない。だから、守らなくちゃいけない。で、今度は自分たちでつくる、ですから、自分たちに都合の悪いことは外しましょうと言ってるわけじゃないんですね。自分たちがつくるから守ろうと、そうすると、お互いが守るということが前提ですから、守れる条例をつくりましょうやと申し上げたんですが、何か誤解をされたようですね。守れる条例をつくるのは反対とおっしゃるんですが、じゃ、守らない条例をつくっても、意味が私はないと思うんですね。そういう意味で申し上げました。

それから、政治倫理基準と申しますか、これらも、これで足りるかという問題なんです。単なるあれじゃなくて、例えば議員というのはもっと、例えばですよ、質問するときもきちんと調査して、そのうえでやらないと、所構わずやるっていうわけじゃないでしょう。前回も、私は総務民生委員会で、一般質問の続きをやったということで、ある議員さんからやってもいいんかという、こういう話だったんですね。私は本会議場で、のちほどまた違うところでやりますと申し上げたんです。それは、なぜかという、所管の委員会には私はおったからです。おらんかったら、本会議場で、また、どっかでやります。

だから、そういうふうにそれぞれが、ルールをきちんと守りながらやっていくということが、私は大事だろうと思うんです。ですから、例えば、倫理基準もこれでいいのか、もっともっとふやしてもいいんじゃないか、あるいは、もっと具体的に分かりやすく書いてもいいんじゃないかという気持ちがあります。でないと、読んでも分からん人が、私が分からんときがあるわけですから、そういうふうに、どういうものが

どうしたらだめなのかとかですね、やっぱ掘り下げていく必要があるんじゃないかなと思ってます。その前に私が申し上げたのは、これを逐一、条文をどうだこうだと言うんじゃなくて基本的な、まず、何を決めるのか、そこから入っていくべきじゃないですかと、したがって、もっともっと勉強しましょうやと、あるいは、場合によっては分科会にしてもいいし、それから、各会派で勉強会やってもいいじゃないですか、専門家を呼んで、そして、やっていくべきだと思います。私も今手元に持ってるのは、これは弁護士団が、弁護士団がある議会に対して、質問に対して答えたのもありますし、これは神奈川県の方、議会議会の方、議会改革に関する50の提案っていう中に、2番目に自律した議会、つまり倫理条例のもっと元になるんですね。自律と。先ほど議会の職責の中に言いましたが、自律権があるわけです。自分たちが決めて、自分たちが守っていかうという、これをきちんとしていきましょうやと。そのためには基本的なもの、もっと勉強しましょうやという呼びかけをしたつもりでございます。誤解がもしあったら、訂正をしていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（高木法生君） はい、杉山委員。

○委員（杉山武志君） 今竹岡委員のほうから分科会、会派による勉強会というお話がありましたが、私、分科会だったらよろしいかと思うんですけど、先ほどお話しました意識付けに乖離が発生しては困ります。一つのものに対して、どういうふうな見方をしていくかっていうのは、皆が共通認識を持つ問題だと思いますんで、会派で勉強会、そりゃ、自由にされてもよろしいんですが、やはり考え方に乖離を生まないような方向で進めていただけたらと思います。

それと、今竹岡委員のほうからいいお話がありました。条例を細かくやっていくのもいいんじゃないかというのは、私も賛成です。この条例に対して、また、これはこう捉えるべき、こうした場合はこうあるべきという、細則を別に設けるのもよろしいんじゃないかと思います。

以上です。

○委員長（高木法生君） はい、ありがとうございました。もう少しいろんな委員さんから御意見もいただきたいところでございます。御意見ないでしょうかね。今会派だけじゃなくて、やっぱり全体的な勉強会というものがいいんじゃないかなろうかという意見もあったかと思います。私は、それに賛成いたしますけれども、皆さま方でこうい

った勉強会で合意形成を図ったほうがいいんじゃないかという意見でありましたけれども、皆さま方のこれに対する御意見がございましたら、御発言をお願いしたいと思います。はい、三好委員。

○委員（三好睦子君） 今言葉尻をとって言われましたが、別に言葉尻をとったわけではありません。

○委員長（高木法生君） 分かりました。ほかにはございませんか。はい、山中委員。

○委員（山中佳子君） 政治倫理条例というのは、住民に疑惑の念を生じさせないための外観を確保しようとするものであり、議員の行き過ぎた活動への抑止力なるものだと思っております。倫理条例は議会の、先ほどから言われておりますように、内部的自律権に基づく自主規制であり、しっかり話し合い、合意形成されることは、確かに必要だろうと思っております。先ほど来、御意見がありましたように、有識者による講演、研修会など、この会で催されまして、勉強することも必要ではないかと思っております。

以上です。

○委員長（高木法生君） はい、ありがとうございます。ほかにはございませんか。はい、安富委員。

○委員（安富法明君） 基本的にこの特別委員会つくっておるわけですから、委員長の思いで、この委員会は委員が要望するのもあると思うんですね。ですから、別に今会派っていうか、無所属の方もおられますけど、会派でやることについては、別段私はそういうふうなところでそれぞれやられたら、いろんなかたちでやられて、それをまた持ち寄って、猶野委員がちょっと核心に触れるようなこと、今までの経緯で言われましたけど、まっ、そういうこともあるというふうには思うんですよ。

なるべく、そのただ拙速に数で決めるようなことは、やっぱりいい結果を生まなかったですねっていうふうなことじゃったと思うんですよ。そういう意味では、委員長おられるわけですから、また、特別委員会開いていただいて、また、調整をしていくようなかたちで、自由なかたちでやられたらいいし、委員長が今まで出た意見を講師を呼んでっていうか、それは、講師を呼ぶにしても全体的なものになるのか、あるいは、ある程度議論が進んで、例えば上位法との関係とかっていうふうなことについてとか、いろいろな状況があると思いますから、きょうは広く意見をお聞きをされて、その中で、今後の進め方ということも含めて決められたら、私はそれでいいと思いま

す。

○委員長（高木法生君） はい、ありがとうございます。ほかに——岡山委員。

○委員（岡山 隆君） 政治倫理に関しては、いろいろ御意見が出ておりますけれども、しっかりとこれは政治家として持っていなければならないという、こういった基本であり、政治に携わる者として汚職や詐欺などの、こういったことを許さないという、こういった道徳心ですよね。

要するに、そういったところをしっかりと、善悪を判断していいことをちゃんと行っていく、要するに、嘘をついて人を苦しめるようなことはしないということなんですけど、そういった中で、いろいろ政治倫理条例に関しては、今まで最近ではフェイスブックで一般質問——議会のことを、それをとってユーチューブに流したりとかですね、本当に考えられないようなこともやったりとか、また、議員がいろいろな部署に行き、職員を恫喝、本当に汚い言葉で怒鳴りつけるなど、こういったところのこともやった。また、行政視察に関して議員じゃない、一般の人と一緒にやってやったという、こういったところのものがいろいろ政治倫理で、いろいろ問題ということで指摘されております。

こういったことも、いろいろ様々な問題点、判例とかたくさんありますので、そういったところをしっかりと、判例として何か参考例として、そういったものを別な資料で見られるようなかたちで求めておくことも共通認識として、私たちが議員が気をつけなければならないというものをですね、しっかりと理解できるようなものも必要ではないかと、このように思っております。

以上です。

○委員長（高木法生君） ほかにございませぬか。いろいろと多くの御意見もいただいたところでございます。私、特別委員会の委員長といたしましては、今後の進め方といたしまして、やはり先ほど来から、御意見にもありましたように、いろんな角度から有識者と申しますか、そういった方々からの勉強会を一度して、やっぱり皆さんで共通認識を持つ、図るということが大変重要であろうかと思っております。

そうした意味で、今後皆さん、会派は会派で勉強するのは、また、結構でございます。やはり、全体で勉強するというのが、大変重要であろうかと思いますが、そのへんで、皆さま方の御理解をいただけますでしょうか。何かございましたら。

○委員（三好睦子君） 今の意見に対してではないんですけど、先ほどの岡山委員の発

言の中でありました行政視察に議員でない、一般市民が行かれたとか言われましたが、全国的な話なのか、ちょっとMY Tを見ておられる方もあるので、美祢市でそういうことがあるのではないかと思われたらいけないので、今の事例は全国的なものなのか、美祢市のことなのか、はっきりしていただきたいと思います。

○委員長（高木法生君） 何か岡山委員ございますか。はい、岡山委員。

○委員（岡山 隆君） これについてはどこやったかな、私ちょっとインターネットで調べまして、北海道かどっかの市じゃったかと思っております。まっ、こういったところのそういった問題点があったということは調べて、ちょっとお話をさせていただいたところです。

以上です。

○委員長（高木法生君） 発言については、今後よく調べられて御発言をお願いしたいと思います。はい、岩本委員。

○委員（岩本明央君） 私、勉強不足で申し訳ないんですが、この倫理条例の中には、一般的に罰則規定という、もちろんあれはありますけど、罰則規定なんかというのはあるんでしょうか、ないんでしょうか。付けて中に入れてもいいもんかどうかっていうこと。

例えば、地方公務員法でありますけど34条の件、それに関して守秘義務ですけど、それに対して、たしか60条だったと思いますけど、地方公務員法第60条の中に罰則規定があって、何かあれはありますけど、そういうふうなものを中へ付けてもいいかどうかということも、ちょっと委員長さんというか、座長さん、また、教えてください。

それと、政務活動費っていうのは、全国的に認められておりますので、これはやはりこうずっと見ておりますと、会派でも一生懸命勉強しておると思います。そのへんで委員長、ちょっと聞いてもらえますか。

○委員長（高木法生君） はい、どうぞ。

○委員（岩本明央君） いいですか、そのへんもありますので、ぜひ、政務活動費は会派のほういただいております。それで、そのへんは、私はやはり会派で勉強することも絶対大事だと思いますし、それから、今いろいろ御意見もありましたけど、かつては、野村先生にも来ていただきまして、大変いい勉強しました。あと、懇親会もやりまして、大変実りある研修会だったと思いますので、ぜひ、委員長さん、座長さん、前向

きな姿勢で取り組んでいただくようお願いをしたいと思います。

以上、3件です。

○委員長（高木法生君） はい、ありがとうございます。はい、杉山委員。

○委員（杉山武志君） 今回の岩本委員のお話の考え方の確認なんですけど、現在、倫理条例の9条に審査結果の措置というのがあるんですけど、それ以外に懲罰を求めるというお考えなんですか。（発言する者あり）今回ない——分かりました。

○委員長（高木法生君） 罰則規定は一応ございませんから……。

○委員（岩本明央君） それを入れてええもんか、どうかということ。

○委員長（高木法生君） だから、先ほどから、こちらが申しておりますように、これからですね、そういったことも含めて、勉強させていただきたいと思います。はい、岡山委員。

○委員（岡山 隆君） ちょっと今しがた、三好委員から反問権がありましたので、ちょっとそれについて、はっきりとお答えをしておきたいと思います。まず、最初にちょっと言いましたフェイスブックで、一般質問をユーチューブに流したというのは、これは浜田市議会であって、この政治倫理条例で問われております。そして、行政視察の件につきましては、北海道の北斗市議会で、こういったことがあったということで、インターネット等で紹介されております。

以上でございます。

○委員長（高木法生君） はい、ありがとうございました。先ほど申しましたように、今後有識者の方々、人選につきましては、また、こちらのほうで、事務局長等々御相談申し上げまして決めさせていただきたいと思います。そのようなことで、皆さま方、賛同していただければよろしいかと思っておりますけども。はい、安富委員。

○委員（安富法明君） あれ、委員長、どうなんだろう、いいことだと思うんですが、そういうことやらないといけないと思うんですが、最初に委員長どういうふうな、最初、一般的に地方議会議員の政治倫理条例の制定に当たって、一般的なことをまず聞いてみようというふうなお考えをお持ちなんですかね。今委員長の頭の中にどういふものがあるんでしょうか。

○委員長（高木法生君） やはり、議員の権限とか義務、一般的なことですね。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高木法生君）　じゃ、そういうことで、今後検討してまいりたいと思っております。また、皆さま方の御意見がございましたら、また、その都度お聞きしたいと思っております。

それでは、本日のこの特別委員会は以上で終了したいと思います。次回委員会の開催等につきましては、正副委員長に一任していただきたいと思います。

本日は、これにて散会いたします。お疲れ様でございました。

午前10時26分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成28年12月9日

政治倫理条例に関する特別委員長